

令和元年度

蓬来小学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校教育の努力目標である「なかまと学び、夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることのないようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為である」ことについて児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を学校の全職員で協力し、克服することを目指す。

## 2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った教員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員

校長・教頭・教務主任・校務主任・養護教諭・学級担任・日本語指導担当教員  
通級指導教室担当教員・学級担任・スクールカウンセラー（子ども応援委員会）

## 3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童とふれあう時間（放課・給食・清掃・授業後の時間）をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

#### 4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童に提供し、児童・生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童同士の心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合って、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会等と連携して実践を進める。

##### (1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ぬ」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

##### (2) 授業づくり

- ・ 児童生徒の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業づくり」「互いを認め合い共に学び合う授業づくり」に向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生活指導の観点からも授業や学級経営を参考にし合うようにする。

##### (3) 集団づくり

- ・ 学級、学年、学校行事において、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、児童同士が交流すればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達によさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取り組みにおいて、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

###### 《学校全体での取り組み・活動》

- 「環境学習ウィークでのボランティア清掃」「ペア集会」
- 「INGキャンペーン」「よもぎっ子フェスティバル」
- 「大縄大会」「挨拶運動」等

###### 《各学年での中心となる取り組み・活動》

- 【1年生】 ペア遠足における2年生児童との交流
- 【2年生】 店舗・施設探検における地域との交流
- 【3年生】 地域探検における地域との交流
- 【4年生】 命の授業 2分の1成人式
- 【5年生】 お年寄りとのふれあい会食
- 【6年生】 国際交流授業・JICA見学

## 5 早期発見と的確ないじめ認知に向けた取り組み

学級や部活動など、学校生活すべての場において、児童をきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、児童の日記・自学ノートの点検などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで、早期発見に努める。また、収集した児童の情報の集約や、関係児童の状況等から、的確にいじめを認知していくことができるように努める。

### (1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童とのふれあいを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

### (2) 学校生活アンケート調査

- ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、個々の児童への対応や支援、また、よりよい学級集団づくりに活用する。

### (3) 定期的なアンケート調査

- ・ 定期的なアンケートの実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを把握し、未然防止の取り組みの評価・改善につなげる。

### (4) 緊急アンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

### (5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについても見聞きした場合は勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ (2) (3) でアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として1学期と2学期末に教育相談週間を設け、学級担任と児童が個別面談を実施する。
- ・ 児童や保護者の希望に応じて、担任以外の教職員やスクールカウンセラーとの面談を実施する。

### (6) 関係児童及び周囲の児童からの事情聴取

- ・ 状況に応じて、聞き取りが必要と思われる児童からの事情聴取を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。

### (7) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては「いじめ等対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることを速やかに学校に連絡が入るように依頼しておく。

### (8) 相談機関紹介「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関についても周知する。
- ・ ランドセルに入れておくなど、常時見ることができるよう指導する。

## 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 「発見」から「初期対応」、「事情聴取」「保護者への連絡」など、経過の全般について、客観的な事実を時系列で正確にまとめる。また、教職員の「憶測」や「感情」が入らないように注意し、会話についてはできる限り実際の会話の通りに記録する。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○「生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがある」<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童が自殺を企図した場合</li><li>・ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>※ 金額にかかわらず、金銭や物品の関わりがあると思われる事案</li><li>※ 程度にかかわらず、怪我のある事案。</li><li>※ 性的な嫌がらせ等がある事案。</li><li>※ 携帯電話・インターネット等を使った誹謗中傷等の事案。</li><li>※ その他保護者等との話し合いがうまくいかない状況が続いている事案。</li></ul></li><li>○「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」<ul style="list-style-type: none"><li>・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。</li></ul></li><li>○「児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」<ul style="list-style-type: none"><li>・ いじめの結果ではない、あるいは、重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。</li></ul></li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など関係機関との連携を図る。

### (2) いじめられた児童又は、その保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して児童を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うこと。

### (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、反省を促す指導を行う。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をとる。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、知らせる勇気をもつことについて指導する。また、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、適切な措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署へ通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する文書を配布するなど、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

## 7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

## 8 校内研修の実施

いじめの防止のための対策や、収集した児童の情報をもとにした的確ないじめ認知、認知したいじめに対する適切な対処と解消に向けた取り組みなどについての校内研修を実施し、教員の資質向上に努める。

いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した  
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉)

通報・相談を受けた  
(本人、他の児童、保護者などから)

その場で制止・指導  
軽視・見て見ぬふりをしない

真摯に傾聴  
軽視・後回しにしない

「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告  
校長・教頭・教務主任・学年主任・生活指導主任・養護教諭など

- ◆ 情報の共有
- ↓
- ◆ 対応策の検討・協議・決定
- ↓
- ◆ 関係児童に関する情報収集
- ↓
- ◆ いじめの有無の確認
- ↓
- いじめの認知・判断

重大事態

インターネット

- ◇ 病院搬送等応急措置
- ◇ 教育委員会への一報
- ◇ 子ども応援委員会との連携
- ◇ 警察・法務局等への相談通報（校長・教頭）
- ◇ 緊急アンケートの実施（教務主任・生活指導主任）
- ◇ 教育委員会への一報
- ◇ 委託業者への相談（校長・教頭）

- ◆ 被害・加害児童の保護者への連絡・家庭訪問（担任・教務主任）
- ◆ 被害児童の安全確保・心のケア（養護教諭・SC）
- ◆ 加害児童への指導・別室指導等の措置（学年主任・生活指導主任）
- ◆ 観衆・傍観者への指導（学年主任・生活指導主任）
- ◆ 謝罪等の場の設定（教頭）
- ◆ 客観的な事実（聞き取りの内容等）を時系列で正確に記録
- ◆ 子ども応援委員会と連携（子ども応援委員会SC・SW・SP等）

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取り組み

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	校内研修
4	学校評価 職員会議 いじめ等対策委員会①	遠足（仲間づくりの活動）	あったかハート配布	
5	職員会議 生活指導部会 いじめ等対策委員会②	運動会（全校応援・ペア競技等） 自殺予防教育①（「気づいてる？こころのSOS」を活用した活動）	学校生活アンケート （hyper-QU）実施① 学校生活・友達アンケート①	自殺予防教育の学習会 「学校におけるいじめ防止対応マニュアル」の活用
6	職員会議 いじめ等対策委員会③	環境活動ボランティア 福祉体験（5年）	家庭訪問 教育相談週間① （児童全員と面談）	共に学び合う学級集団づくり① いじめ認知に関する研修会
7	職員会議 いじめ等対策委員会④			学校生活アンケートの活用①
8				
9	職員会議 いじめ等対策委員会⑤	自殺予防教育②（自分の心の状態を知る活動） 命の授業（4年）	学校生活・友達アンケート②	学校生活アンケートの活用②
10	職員会議 いじめ等対策委員会⑥		学校生活アンケート （hyper-QU）実施②	hyper-QU 活用校内研修会
11	職員会議 いじめ等対策委員会⑦	作品展（友達の良さを認め合う活動） 国際交流体験活動（互いを認め合う活動） 高齢者疑似体験（5年） INGキャンペーン活動	学校生活・友達アンケート③ 「気づいてる？こころのSOS」を活用した活動② 教育相談週間②（児童全員と面談）	共に学び合う学級集団づくり②
12	職員会議 いじめ等対策委員会⑧	INGキャンペーン活動	人権SOSミニレター配布 個人懇談会	学校生活アンケートの活用③
1	職員会議 いじめ等対策委員会⑨	よもぎっ子フェスティバル（異学年交流活動） 自殺予防教育③（「気づいてる？こころのSOS」を活用した活動）		
2	職員会議 学校評価 いじめ等対策委員会⑩	大縄大会 （学級で団結する活動）	学校生活・友達アンケート④	
3	いじめ等対策委員会⑪ 学級編制会議	6年生を送る会 （思いやりと感謝の活動）		